

審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の9第1項
処 分 の 概 要	練習射撃場の指定
原権者 (委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項 (練習射撃場の指定) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)、 同第47条第1号・第2号ハ (教習射撃場の管理者及び管理方法の 基準)、同第63条 (練習射撃場の管理者及び管理方法の基準)、同 第50条 (教習射撃場の指定の申請の手続)、同第64条 (練習射 撃場の指定の申請の手続)
審 査 基 準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」 とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種 類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、 「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間	30日
申 請 先	申請書は、射撃場の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出し てください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110)
備 考	